

毎日の労働時間、
見直しませんか？

働き過ぎにより生じるさまざまなリスク、ご存知ですか？
あなたの心や体は大丈夫ですか？
健康のために必要なこと、
それは適切な労働時間と健全な労働環境です。
あなたは、働き過ぎていませんか？
毎日の労働時間、この機会に一度、見直してみませんか。



ダメ、働きすぎ!

11月「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和6年11月2日(土) 9:00~17:00

なくしましょう

長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

☎ **0120-794-713**



※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからも無料)※匿名でもOK

過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日~7日は、過重労働相談受付集中期間です 都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください

労働条件相談
ほっとライン
【厚生労働省委託事業】

☎ **0120-811-610**

相談受付時間 月~金17:00~22:00 土日・祝日9:00~21:00



11月2日(土)は、
SNS相談も
実施しています

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



知っていますか？

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となつてうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となつた医学的検討結果を踏まえたものです。)

過重労働と健康リスクとの関連性



確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方向けに、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。

確かめよう労働条件サイト

▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



たしかめたん



働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

働き方・休み方改善ポータルサイト

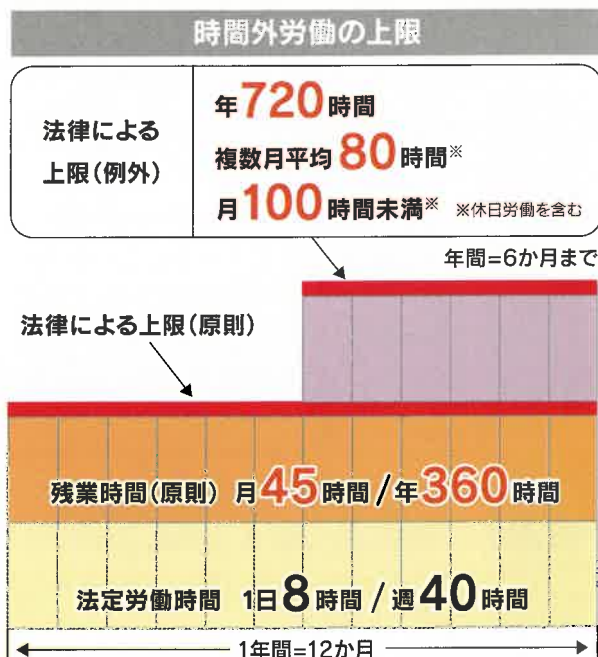
▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>



過重労働による健康障害を防止するために

1 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- 労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(右枠参照)は必ず守ってください。
- 時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- 労働時間を適正に把握(※2)してください。



2 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- 年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません(対象:年次有給休暇が年10日以上付与される労働者)。
- 年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

有給休暇



3 労働時間等の設定を改善しましょう。

- 勤務間インターバル制度(※3)の導入をはじめとした労働時間等の設定の改善に努めましょう。
- 具体的な措置の内容は、ガイドライン(※4)を確認しましょう。

4 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- 健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- 時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超え、かつ、疲労の蓄積が認められる労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- 指針(※5)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示第323号)

※2「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)

※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み

※4「労働時間等見直しガイドライン」(平成20年厚生労働省告示第108号)

※5「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(厚生労働省、平成18年3月、健康保持増進のための指針公示第3号)

厚生労働省では、**過重労働解消キャンペーン**期間中、次の取組を実施します



1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

都道府県労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

3

長時間労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

労働相談を実施します

11月2日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和6年11月2日(土)
9:00~17:00

なくしましろう 長い残業
☎ 0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou>



「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



しごとにより、 いのち。

仕事は本来、やりがいや生きがいを生み出し、
人生を豊かにしてくれるもの。
働き過ぎで心や体の健康を損なうことは
絶対にあってはなりません。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

労働条件や健康管理に関する相談窓口等一覧

労働条件等に関するご相談は・・・

お近くの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署、
総合労働相談コーナーにご相談ください。(開庁時間 平日8:30~17:15)



●労働条件相談ほっとライン(電話相談)

労働条件に関することについて無料で相談に応じています。
日本語の他、13言語に対応しています。(2022/4/1現在)
"Labour Standards Advice Hotline" Foreign language support is also available.

0120-811-610

平日/17:00~22:00 土・日・祝日/9:00~21:00 (12/29~1/3を除く)



●確かめよう労働条件(ポータルサイト)

労働条件や労務管理に関するQ&Aを、労働者や
そのご家族向け、事業主や人事労務担当者向け
にその内容を分けて掲載しています。

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>



ハラスメントに関するご相談は・・・

●総合労働相談コーナーのご案内

パワーハラスメントについての相談はこちら。

[http://www.mhlw.go.jp/general/seido/
chihou/kaiketu/soudan.html](http://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html)



●都道府県労働局雇用環境・均等部(室)一覧

セクシュアルハラスメントなどの相談はこちら。

[https://www.mhlw.go.jp/content/
000177581.pdf](https://www.mhlw.go.jp/content/000177581.pdf)



●ハラスメント悩み相談室

土曜・日曜の相談やメール・SNSでの
相談にも無料で応じています。

<https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>



●あかるい職場応援団(ポータルサイト)

ハラスメント対策に役立つ情報の
提供を行っています。

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>



職場における健康管理やメンタルヘルス対策に関するご相談は・・・

●こころの耳電話相談

メンタルヘルス不調や過重労働による健康障害に
関することについて無料で相談に応じています。

0120-565-455

月・火/17:00~22:00 土・日/10:00~16:00 (祝日及び年末年始を除く)

メール相談 24時間受付

SNS相談 月・火 17:00~22:00
土・日 10:00~16:00
(祝日及び年末年始を除く)



●こころの耳(ポータルサイト)

こころの不調や不安に悩む働く方や職場のメンタルヘルス対策に取り組む事業者の方などの
支援や、役立つ情報の提供を行っています。

<https://kokoro.mhlw.go.jp/>



●まもろうよこころ

「死にたい」、「消えたい」などの悩みや不安を
抱えていたら、相談してください。電話やSNS
の相談窓口を紹介しています。

<https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/>



過労死の防止のための
活動を行う

民間団体の
相談窓口

過労死等防止対策推進全国センター

<http://karoshi-boushi.net/>



全国過労死を考える家族の会

<http://karoshi-kazoku.net/>



過労死弁護団
全国連絡会議

(過労死110番全国ネットワーク)

<http://karoshi.jp/>



参加
無料

過労死等防止対策推進シンポジウム

11月を中心に、全国47都道府県、48か所で開催しています。

お問い合わせ先

専用ナビダイヤル
(月~金 9:00~17:30)

0570-080-082



リサイクル適性(A)
この印刷物は、回収時の紙へ
リサイクルが可能です。



過労死等防止対策 推進シンポジウム

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にもご登壇をいただき、過労死等防止対策推進法施行から10年、改めて過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料
事前申込

日時

2024年 **11月12日(火)**
14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

名古屋市中小企業振興会館
7F メインホール
(名古屋市千種区吹上二丁目6番3号)

基調講演

**パワハラのは発生は予防できるのか？
過労死のない社会を目指して**



神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスインノベーション研究科 教授

津野 香奈美 氏



主催：厚生労働省

後援：愛知県、名古屋市、愛知県弁護士会

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護士全国連絡会議

二次元バーコードを
読み込んで下さい。

愛知会場

プログラム

[愛知労働局からの報告]

「労働施策総合推進法による 職場におけるパワーハラスメント対策」

愛知労働局 雇用・環境均等部指導課

[基調講演]

「パワハラのは発生は予防できるのか？ 過労死のない社会を目指して」

津野 香奈美 氏 (神奈川県立保健福祉大学大学院 ヘルスイノベーション研究科 教授)

[過労死遺族の声]

津野 香奈美 氏

神奈川県立保健福祉大学大学院
ヘルスイノベーション研究科 教授

東京大学大学院博士課程修了。博士(医学)、博士(保健学)、公衆衛生学修士。和歌山県立医科大学医学部衛生学講座助教、同講師、ハーバード公衆衛生大学院客員研究員を経て、2024年より現職。著書に「パワハラ上司を科学する」(筑摩書房、2023年)。厚生労働省「ハラスメント実態調査」「カスタマーハラスメント・就活ハラスメント等防止対策強化事業」検討委員。

●会場のご案内

名古屋市中企業振興会館 7F メインホール

(名古屋市千種区吹上二丁目6番3号)

・地下鉄「吹上」下車 5番出口より徒歩7分 ・市バス「吹上」下車 徒歩5分

●参加申し込みについて

- 会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- 申し込みは Web または FAX をお願いします。
- 受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- 定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- 定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- 連絡先の TEL か E-mail のどちらかは必ずご記入ください。
- 参加(証明)書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。



Webからのお申し込みはこちら 二次元バーコードを読み込んで下さい。▶▶▶

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いいたします。FAX番号 052-915-1523

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→ ☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム【参加申込書】

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL: ●FAX:	
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供いたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針 (<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>)」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

(お問い合わせ先) 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話: 0570-080082 (ナビダイヤル)
E-mail: karoushiboushisympo@p-unique.co.jp



香嵐溪



名古屋城



伊良湖岬灯台



のんほいパーク

年次有給休暇を 活用して愛知県の 魅力に触れよう！



11.27
あいち県民の日

11月27日は
『あいち県民の日』です！

年次有給休暇を取得して、家族と過ごしたり、
地域の活動に参加したり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。



モリコロパークとリニモ



サンデパークたはら



岩屋堂公園



豊川稲荷霊狐塚



厚生労働省 | 愛知労働局 | 労働基準監督署

◎働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

●お問合せ 愛知労働局雇用環境・均等部 指導課 ☎052-857-0312



みんなで休みを合わせて!

あいちウィークに 愛知県の魅力に触れよう!



愛知働き方改革推進支援センター
公式キャラクター
アイチロちゃん

地域のイベントや自治体活動に
あわせて有給休暇を取得しましょう!

年次有給休暇の「計画的付与制度」を
活用しましょう!

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が拡がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい愛知県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1) 年次有給休暇の 「計画的付与制度」導入のメリット

事業主 労務管理がしやすく計画的な業務運営ができます。
従業員 ためらいを感じずに、年次有給休暇を取得できます。

2) 導入例

あいちウィークが行われる
11月21日(木)~27日(水)に
合わせて導入しませんか?



土日、祝日に□点囲みのように計画的付与の年次有給休暇を組み合わせて連続休暇にすることができます。

2024年11月

あいちウィーク

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
文化の日 3	振替休日 4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	助労感謝の日 23
24	25	26	27 あいち県民の日	28	29	30

3) 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

例1 年次有給休暇の付与日数が10日の労働者

5日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

例2 年次有給休暇の付与日数が20日の労働者

15日	5日
事業主が計画的に付与できる	労働者が自由に取得できる

◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

4) 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

計画的付与制度の導入や規程整備については、愛知働き方改革推進支援センター(愛知労働局委託事業)で無料相談ができます。事業場に訪問しての相談も受け付けております。

ご連絡先

電話 | 0120-006-802

メール | aichi@task-work.com

年収の壁対策として

キャリアアップ助成金

労働者1人につき**最大50万円**助成します！

労働者にとって、

- ・「年収の壁」を意識せず働くことができる。
- ・社会保険に加入することで処遇改善につながる。

事業主の皆様の
人手不足の解消へ！

出典：政府広報オンライン (https://www.gov-online.go.jp/media_relations/commercials/202312/video-270966.html)

2023（令和5）年10月から、キャリアアップ助成金に「社会保険適用時処遇改善コース」を新設しました！

○労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入を増加させる取組を行った事業主に助成

（1）手当等支給メニュー

要件	1人当たり 助成額
① 賃金の 15%以上 を追加支給 （社会保険適用促進手当など）	1年目 20万円 （注）
② 賃金の 15%以上 を追加支給 （社会保険適用促進手当など） 3年目以降、③の取組	2年目 20万円 （注）
③ 賃金の 18%以上 を増額	3年目 10万円

（注）1,2年目は取組から6ヶ月ごとに支給申請（1回あたり10万円支給）

◆社会保険適用促進手当

事業主が社会保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう
手当を支給した場合は、**本人負担分の保険料相当額を上限として
社会保険料の算定対象としません。**※ 本助成金については、2023（令和5）年10月1日から2026（令和8）年3月31日までの間に新たに社会保険の
加入要件を満たし、適用されることとなった労働者が対象になります。

（2）労働時間延長メニュー

週所定労働時間の延長	賃金の 増額	1人当たり 助成額
4時間以上	—	30万円
3時間以上 4時間未満	5%以上	
2時間以上 3時間未満	10%以上	
1時間以上 2時間未満	15%以上	

※ 助成額は中小企業の場合。大企業の場合は3/4の額。

※ （2）4時間未満の延長の場合は、併せて基本給の増額が必要。

※ 1年目に（1）①の取組による助成（20万円）を受けた後、
2年目に（2）の取組による助成（30万円）を受けることも可
能（併用メニュー）。（上述の組み合わせの場合に限り、同一の対象者についてメニューをまたい
だ助成を受けることができます。）

キャリアアップ計画書を事前に提出しましょう！

※ キャリアアップ計画書を作成し、**取組を開始する日の前日までに、管轄労働局まで
提出してください。**（不備があると当日の受理ができませんので、余裕を持ってご準備ください。）労働時間延長
メニュー賃上げ、労働時間
延長の取組

併用メニュー

手当等の支給

手当等の支給

賃上げ、労働時間
延長の取組手当等支給
メニュー

手当等の支給

手当等の支給

手当等の支給

手当等の支給

賃上げ等、労働時間
延長あるいはその両
方による増額基本給（総支給額）
の増額キャリアアップ
計画書の提出取組開始
（社会保険の適用）2ヶ月
支給申請
（1回目）

2ヶ月

支給申請
（2回目）

2ヶ月

支給申請
（3回目）

2ヶ月

支給申請
（4回目）

2ヶ月

支給申請
（5回目）

対象となる労働者をチェックしましょう！

雇用している短時間労働者の中に、2023（令和5）年10月以降、新たに社会保険の被保険者の要件※¹を満たす方はいますか。

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当する方ですか。

- ① 社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている。
- ② 社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長すること※²ができますか。

はい

いいえ

その労働者の社会保険加入日から最長2年間の手当※³等の支給後の働き方について、労使で話し合いを行う予定ですか。

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から1年が経過した時点で、労働時間の延長ができる見込みですか。

はい

いいえ

(2)労働時間延長
メニュー

(1)(2)の
併用メニュー

(1)手当等支給
メニュー

社会保険適用に関する支給要件には該当しません。
本助成金の他のコースの活用をご検討ください。

- ※¹ 厚生年金保険の被保険者数が常時101人以上である事業所の場合は、週の所定労働時間が20時間以上かつ所定内賃金が月額8.8万円以上で学生ではないこと。100人以下の事業所の場合は、週の所定労働時間及び月の所定労働日数が常時雇用のフルタイム従業員の4分の3以上である者であること。
- ※² 週所定労働時間を4時間以上延長、または3時間以上延長するとともに基本給を5%増額改定する等の措置。詳しくは、表面の「(2)労働時間延長メニュー」をご覧ください。
- ※³ 社会保険適用促進手当（標準報酬月額が10.4万円以下の者に対して、事業主が支給する場合、最長2年間、社会保険の標準報酬月額・標準賞与額の算定対象に含めない取り扱いとする手当）

- キャリアアップ助成金の申請方法や助成額などの詳細については、都道府県労働局または管轄のハローワークまでお問合せください。
- 各都道府県の働き方改革推進支援センターでも助成金に関する相談を受け付けています。
最寄りのセンターの連絡先は
- 「年収の壁突破・総合相談窓口」（コールセンター）にもご相談いただけます。
年収の壁突破・総合相談窓口（フリーダイヤル・無料）



0120-030-045

受付時間 平日 8:30~18:15

（土日・祝日・年末年始（12/29~1/3）はご利用いただけません。）

厚生労働省公式HP



必ずチェック!

最低賃金!

働く人と雇う人のための
ルールです!

愛知県 最低賃金

令和6年

10月1日から

時間額

1,077円

前年比

50円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認

最低賃金に
関する
特設サイト



最低賃金 特設サイト

検索

最低賃金に関する
お問い合わせは
愛知労働局または
最寄りの労働基準監督署へ



愛知労働局

検索

賃金引上げ
特設ページ

賃金引上げに向けた
支援策等を掲載しています。



賃金引上げ特設ページ

検索

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金

最大
600万円を
助成

「最低賃金制度」は、 働くすべての人に、賃金の最低額（最低賃金額） を保障する制度のことです！

年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、
すべての労働者に適用されます。

確認の方法は？

確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

- 時間給の場合

$$\text{時間給} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$
- 日給の場合

$$\text{日給} \div \text{1日の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$
- 月給の場合

$$\text{月給} \div \text{1か月の平均所定労働時間} = \text{時間額} \geq \text{最低賃金額(時間額)}$$
- 上記 1, 2, 3 が
組み合わせられている場合
 例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合
 - 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
 - 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
 - ①と②を合計した額 ≥ 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥精進手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で自分の
地域の最低賃金を
チェックしましょう！

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を
積極的に活用しましょう。

業務改善助成金

最大
600万円を
助成

業務改善助成金
コールセンター

☎ 0120-366-440

詳しくは、こちら

業務改善助成金

検索



支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金引下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に
要した費用の
一部を助成

助成金 支給まで の流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
事業場がある都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した
計画に沿って
事業実施

3



実施結果
報告書・
支給申請書を
労働局に提出



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方改革
推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援センター

検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む事業者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら

働き方改革推進支援資金

検索

リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

(R6.9)

無災害

みんな
で迎える

明るい
新年



職場の年末安全衛生推進運動

あたりまえの「行ってきます」と
あたりまえの「ただいま」
どんなに慌ただしくても、あたりまえは変わらない
だから私たちは、危なさ^はと向きあ^う
その先の新年へ



運動期間：2024年12月1日～31日

あいち安全経営本舗[®]
リスクマネジメントを推進しPQCDSEをひとつにできる。

労働者の皆さま・基本動作は守られていますか？

- 整理整頓をしましょう
- 決められた服装や保護具を身につけて作業しましょう
- 決められた作業手順を守りましょう
- 決められた通路を歩きましょう
- 階段では手すりを持ちましょう
- 機械装置に異常があれば、「止める・呼ぶ・待つ」を励行しましょう
- 機械の掃除、注油、修理、点検等では、機械を停止しましょう
- 作業計画を変更しなければならないときは、判断を仰ぎましょう

事業者の皆さま・守るべき「基本」を決めていますか？

- 整理整頓のための収納場所を決めていますか？
- 作業に応じた服装や保護具を決めていますか？
- 作業手順を決めていますか？
臨機応変な対応を求めるのは、「基本」を決めた上でのことです。
- 安全な通路を決めていますか？
- 階段に手すりを設置していますか？
- 機械装置の異常時に「止める・呼ぶ・待つ」と決めていても
 - ・どのボタンで止めるのか教育していますか？
 - ・誰をどのように呼ぶか決めていますか？
 - ・どのように待つか決めていますか？
- 機械の掃除、注油、修理、点検等の手順を決めていますか？
- あらかじめ作業計画を決め、関係者に周知していますか？

本来の「管理」を考えましょう

- 守るべき「基本」を決めるためには、現場や作業の実態と、関わる危なさを把握することが必要です。危なさの度合いに応じて対応を決め「基本」を定めましょう。
- 「基本」を決め、守らせるのは事業者の役割、定められた基本動作を守るのは労働者の役割です。労働者に任せた安全衛生「活動」から、事業者の行う安全衛生「管理」へ。愛知労働局・労働基準監督署は、本来の「管理」に立ち戻ることを提唱します。